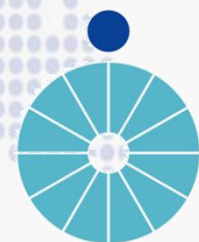


海外留学支援制度等について

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課
留学生交流室



文部科学省



海外留学支援制度に係る今後の方向性について

海外留学支援制度における現状と課題

■現状

- ・昭和47年に「学生国際交流制度」として始まった本制度は、平成23年度に、様々な派遣期間を支援することによりグローバル化社会で活躍できる厚みのある人材層を形成することを目的とし、従来から支援していた3か月以上の留学だけでなく3か月未満も支援開始。

➡ 様々な期間の海外留学生の増加により厚みのある人材層の形成等に一定の成果。

図1 協定等に基づく日本人学生の留学状況と予算額推移

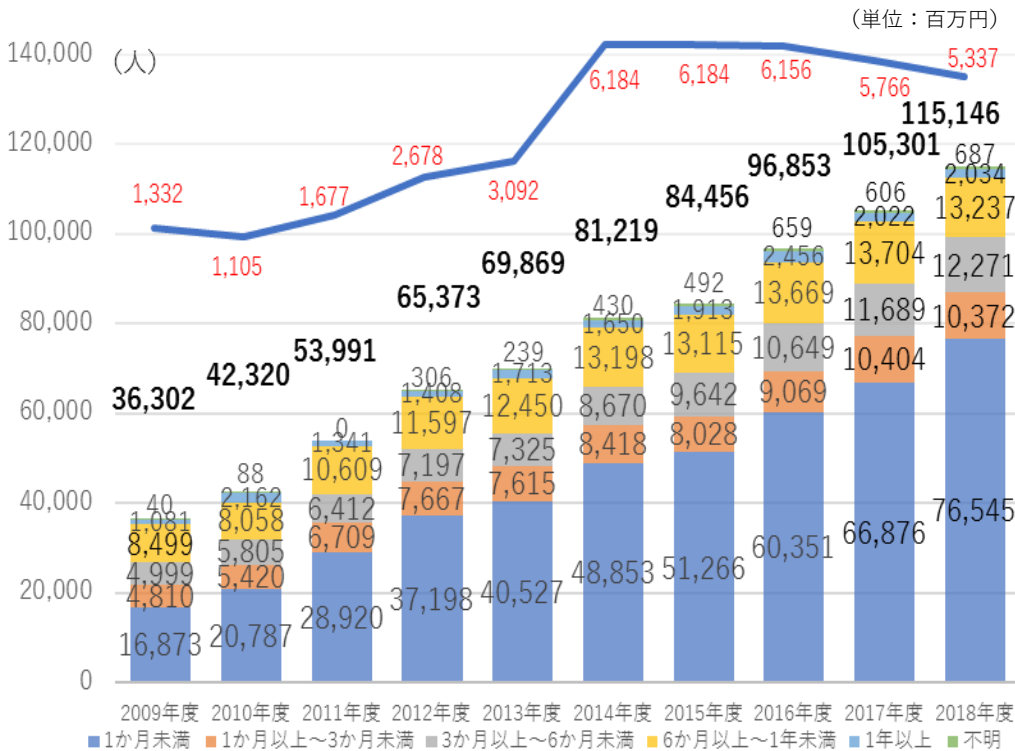
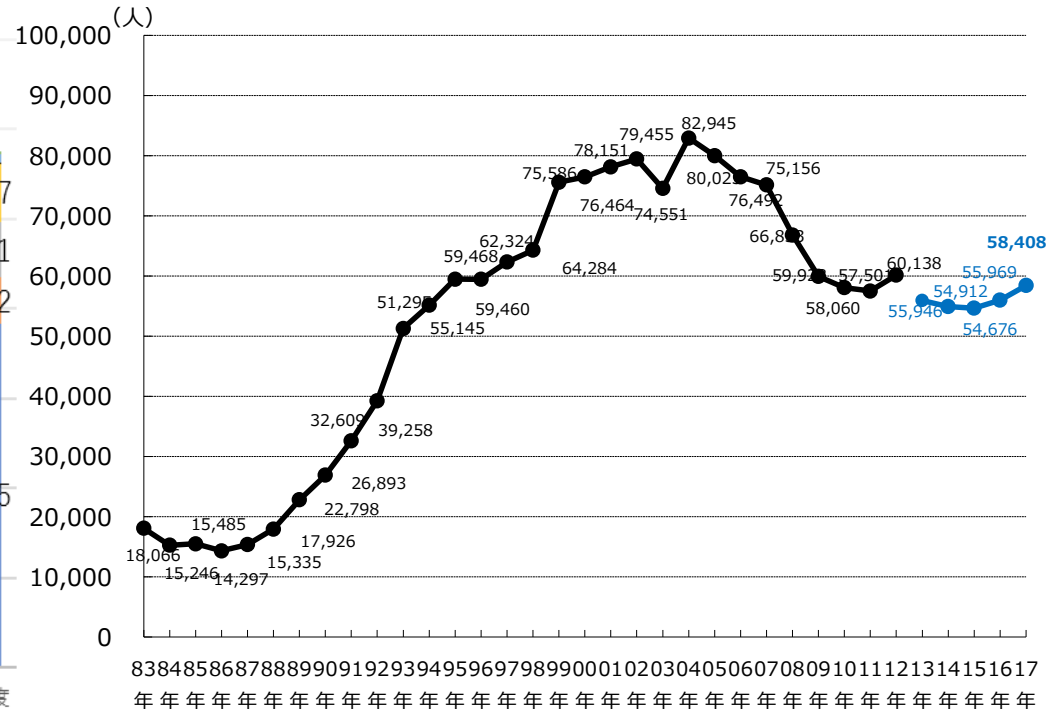


図2 日本人の海外留学者数



海外留学支援制度に係る今後の方向性について

■背景

○第3期教育振興基本計画

長期留学への支援を引き続き推進していくとともに、大学等におけるグローバル人材育成プログラムの一環として行われる短期留学の支援、短期留学経験者の学位取得目的の長期留学の促進、短期留学の成果を定着させるための取組の支援等、短期留学の成果を生かしたグローバルに活躍する人材の育成を推進する。

○中堅企業施策に関する関係府省会議

グローバルな若手人材の育成を支援するため、学生が、可能な限り長期の留学を経験できるよう、留学支援プログラムの見直しを進めます。留学が短期間となる場合でも、海外の現地企業でのインターンシップ参加の機会を増やすなどにより、留学が充実したものとなるよう支援します。

■2021年度以降の方向性

- 1 グローバル人材を育成するための支援に重点化する観点から、学期単位以上の留学など、長期留学への支援にシフト。
- 2 短期の留学（学期未満）は、第3期教育振興基本計画に記載された取組（成果の定着のための事前・事後研修等）などを行う、特に質の高い留学に重点化。
- 3 超短期の留学（1か月未満）については、予算の増減と関係なく大きく増加する傾向にあり、当初の目的であった厚みのあるグローバル人材育成という目的はある程度達成したと考えられることから、支援対象から除外。

2021年度予算額（案）について

趣旨・目的

○協定受入・協定派遣

諸外国の大学等の学生交流の拡充及び各国間の相互理解と友好親善の増進を図るため、大学間交流協定等に基づき、海外の高等教育機関へ派遣する日本人留学生及び我が国の高等教育機関に短期で受け入れる外国人留学生を支援する。

○学位取得

我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進するため、我が国の大学等の学生等を世界の最先端の教育研究活動を行っている海外の大学等に留学させ、学位の取得を支援する。

要求概要等（支援人数・金額・前年度支援実績）

協定受入れ型

○支援人数・金額

各大学等がプログラムを申請

支援期間：1年以内

積算額：1,600百万円(5,000人)

奨学金月額：80千円

○支援実績（出身国）

順位	国名	人数
1	中国	1,069
2	米国	804
3	タイ	701

協定派遣型

○支援人数・金額

各大学等がプログラムを申請

※派遣先の国・地域により奨学金月額が異なる

支援期間：1年以内

積算額：4,474百万円(17,406人)

奨学金月額：60千円、70千円、80千円、100千円※

渡航支援金：287百万円(896人)

○支援実績（派遣国）

順位	国名	人数
1	米国	3,551
2	豪州	1,604
3	タイ	1,356

学位取得型

○支援人数・金額

支援期間：原則学部4年・修士2年・博士3年を限度

※派遣先の国・地域により奨学金月額が異なる

○学部学位取得型：443百万円(160人)

奨学金月額：59千円、74千円、88千円、118千円※

授業料支給上限額：2,500千円

○大学院学位取得型：644百万円(252人)

奨学金月額：89千円、104千円、118千円、148千円※

授業料支給上限額：2,500千円

○支援実績（派遣国）※学部学位

順位	国名	人数
1	米国	46
2	英国	20
3	豪州・カナダ	15

○支援実績（派遣国）※大学院学位

順位	国名	人数
1	米国	90
2	英国	82
3	フランス	19

審査等経費

○審査等経費【(独)日本学生支援機構で実施する審査等の経費】

・審査経費：50百万円

・教職員研修実施経費：14百万円 ※短期留学の成果定着のための教職員研修の実施(全国7か所)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けての対応

【海外留学支援制度】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けての 海外留学支援制度における対応

奨学金支給の柔軟化

○従来の対応

派遣学生の身の安全や健康を守る観点から、感染症危険情報レベル2以上の国・地域への留学については、渡航の見直しや帰国を促すという観点から、奨学金の支援対象外としていた



○新型コロナウイルス感染症の影響を受けての対応

- ①航空便の運休・減便の影響（費用の高騰を含む。）や現地の移動制限等により、通常時に帰国する場合と比べて困難が伴う場合はレベル2以上であっても支援を継続
- ②帰国後もオンライン等により派遣先大学等の学修を継続している場合は支援を継続
- ③休学や卒業時期が延期となった者に対し、支援期間の延長により支援を継続（学位取得型）



- ④上記に加え、令和2年11月より、レベル2以上の国・地域へ渡航した場合であっても、本人が希望した場合は、留学先の個別の状況等を確認した上で支援対象とする（学位取得型）

※上記は令和2年度に行った対応です。令和3年度以降は、必ず各募集要項や各通知等をご確認いただきますようお願いいたします。

【海外留学支援制度】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けての 海外留学支援制度における対応

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生への渡航費支援

・ **渡航支援金**：一定の家計基準を満たす者に対し、毎月の奨学金のほかに、渡航に係る費用負担への支援として、16万円を支給するもの

○家計基準

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下

上記家計基準のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的に困窮している学生も対象としている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて一時帰国を余儀なくされた学生が留学を再開する際に、海外留学の開始時に経済的状況から渡航支援金を受給していた学生についても、再度受給することを可能とする。

※詳細については、(独)日本学生支援機構より各大学へ通知した令和2年7月7日付け事務連絡を確認すること。

海外留学の危機管理について

学生等の海外留学における安全管理

世界各地でテロ事件等が多数発生している最近の治安情勢を踏まえ、

- ① **学内の体制整備** (学内の危機管理体制の構築、緊急時連絡先の確認 等)、
- ② **学生の啓発** (海外安全情報の収集、たびレジ・在留届等への登録の徹底、巻き込まれた場合の連絡先) が必要。

⇒「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて」(平成29年3月31日付け28文科高第1268号)において学生への意識啓発及び危機管理体制の整備を行うにあたって留意すべき事項をとりまとめ、各高等教育機関に通知。

① 学内の体制整備

○学生等の渡航先において不測の事態が発生した場合、速やかに対応 できるよう、学内の危機管理体制を構築し、学内で周知する必要。

- ・渡航先を管轄する日本国大使館又は総領事館の確認
 - ・学内関係部署及び関係機関、学生等の家族への連絡手順確認
 - ・派遣学生等の名簿作成等、渡航状況を把握し、迅速に対応するための工夫
 - ・危機管理の専門業者との連携、海外旅行保険への加入
 - ・学内の海外安全研修の実施 (外務省からの講師派遣を希望する場合は文科省に連絡)
 - ・学生等の渡航先に関する安全情報収集 (特に渡航前の収集が重要)
- (『たびレジ』簡易登録はメールアドレスを登録することで指定した国地域の安全情報を受け取れます)

文科省緊急時連絡先

万が一海外で学生等が事件・事故等に巻き込まれた場合、**文部科学省の担当まで速やかに御一報願います。**
外務省等の関係省庁・機関と連携して適切な対応を行います。

【連絡先】
文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室
政策調査係 03-5253-4111 (内線:3433)
(夜間・休日:080-7703-1068)

② 学生の啓発

○私費留学を含め、海外留学の際には渡航先・渡航期間・緊急時連絡先(渡航先での連絡先、国内での連絡先)を大学に届け出る体制の整備及び学生への周知。

○海外留学・海外渡航にあたっては、必ず外務省のたびレジ又は在留届に登録。(たびレジ・在留届(電子)登録ページ: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)

海外有事の際には、現地の日本国大使館や総領事館は「たびレジ」「在留届」をもとに邦人の安否確認・援護を行います。

- ・3か月未満の渡航を予定 → 「たびレジ」 (学生向けパンフレット: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/tabireg_koho_002.pdf)
- ・3か月以上の滞在を予定 → 「在留届」 (在留届説明ページ: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>)

※旅券法第16条により、3か月以上の滞Inの場合、『在留届』の提出は義務付け。

○渡航前・渡航中は安全情報等を収集のうえ、行動すること。

- ・外務省「**海外安全ホームページ**」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)において留学先の危険情報やスポット情報などで安全対策情報を確認。
- ・厚生労働省「**感染症情報**」(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/)、
- ・厚生労働省検疫所「**FORTH 海外で健康に過ごすために**」(<http://www.forth.go.jp/>)において海外で流行している感染症などの情報を確認。
- ・外務省「**海外安全アプリ**」(スマートフォン用)をインストール
- ・その他パンフレット等での情報収集



○学生が事件・事故等に巻き込まれた場合、**現地の日本国大使館又は総領事館と、あらかじめ定めた学内の連絡先に報告するよう学生に周知。**



「海外安全アプリ」(外務省)



「海外安全虎の巻2016」(外務省)



「海外旅行のテロ・誘拐対策」(外務省)



「分かりやすい感染症」(厚生労働省)



「海外で困ったら大使館・総領事館でできること」(外務省)

『大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン』フォローアップ調査 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1419759.htm)

◆**調査対象** (独)日本学生支援機構「平成28年度日本人学生留学状況調査」で海外留学者数が1名以上の教育機関

◆**回答状況** 対象993大学等のうち847大学等からの回答 (回答率:85.3%)

【内訳】大学(学部レベル):532大学/対象576大学 (回答率:92.4%)、大学(大学院レベル):145大学/対象158大学

(回答率:91.8%)、短期大学:65大学/対象93大学 (回答率:69.9%)、高等専門学校:47校/対象50校 (回答

率:94.0%)、専修学校:58校/対象116校 (回答率:50.0%)

全体調査の結果の他、具体的な危機管理事象の際の連絡体制や留学継続に関する判断基準等についても掲載

フォローアップ調査を踏まえ

- ・昨今のテロや暴動、デモ等が頻発する治安情勢や、感染症が国境を越えて流行する状態を踏まえると、危機事象を予見して回避することがより難しい状況
- ・また、学生の渡航先に関わらず、これまで以上に多様な危機事象が発生しうる状況を踏まえ、各大学等においては、「危機管理ガイドライン」を参考に、渡航する学生が十分に安全管理の意識をもって留学するよう事前に十分な意識啓発を図るとともに、大学における危機管理体制を見直すことが必要

昨今の世界各地の治安情勢については日々変化することから、危機管理体制についても、一度完成させれば終わりではなく、取り巻く状況の変化に応じて、常に見直し・改善を図っていくことが重要



独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

海外留学支援制度について

令和3年2月17日現在

海外留学支援制度（文部科学省補助金事業）について

大学院学位取得型

学位取得を目指し、海外の大学院に留学する学生に奨学金を支給（2021年度：252人）

学部学位取得型

高校卒業後、海外の大学・学部に直接進学する学生に奨学金を支給（2021年度：160人）

協定派遣（1年以内）

大学間交流協定等に基づき短期留学（派遣）する学生に奨学金を支給（2021年度：17,406人）

協定受入（1年以内）

大学間交流協定等に基づく短期留学生（受入）に奨学金を支給（2021年度：5,000人）

※いずれも、2021年度予算（案）が成立した場合の支援予定人数

海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）について

- ・ 2021年度の審査結果
- ・ 支援内容
- ・ 奨学金等の支給基準・支給方法
- ・ 事務手続きについてのお願い

(単位：プログラム)

区 分	申請プログラム数			採択プログラム数			不採択プログラム数		
	タイプ A	タイプ B	計	タイプ A	タイプ B	計	タイプ A	タイプ B	計
双方向協定型 【協定派遣・協定受入】	138	72	210	17	72	89	121 (108)	0	121
短期研修・研究型 【協定派遣】	387	739	1,126	233	739	972	154 (120)	0	154
短期研修・研究型 【協定受入】	330	70	400	112	70	182	218 (201)	0	218
合 計	855	881	1,736	362	881	1,243	493 (429)	0	493

- ・タイプA：学生交流創成タイプ、タイプB：学生交流推進タイプ
- ・不採択プログラム数のタイプA下段（ ）内は、追加採択対象数で内数です。

(単位：校)

区 分		申請学校数	採択学校数
大学		267	227
	国立	74	67
	公立	33	29
	私立	160	131
短期大学		10	7
	公立	0	0
	私立	10	7
高等専門学校		30	28
専修学校 (専門課程)		4	4
合 計		311	266

■ 割当人数について

1. タイプA (学生交流創成タイプ)

- ・ 支援希望人数と同数を割当

2. タイプB (学生交流推進タイプ)

【タイプB 1回目】 . . . 一律削減

- ・ 2019年度採択時の割当人数に3割削減した数を割当

【タイプB 2回目、3回目】 . . . 実績別削減

- ・ 2020年度採択時の割当人数に対する実績をもとに、プログラムごとに削減率を算出し、2020年度採択時割当人数にその削減率を乗じた数を割当

【タイプB 共通】

- ・ 採択プログラムが1件のみの学校には、割当人数が少人数となった場合に下限を定め一定数を下回ることはないよう配慮

支援内容について

■ 協定派遣

1. 奨学金（月額）

- ・ 指定都市 10万円
- ・ 甲地区 8万円
- ・ 乙地区 7万円
- ・ 丙地区 6万円

2. 渡航支援金（一定の家計基準を満たす者に限る）

- ・ 32万円

※給与所得のみの世帯：年間収入金額（税込）300万円以下

給与所得以外を含む世帯：年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下
従前の16万円から、2021年4月以降の採用者は上記金額を適用

協定受入

1. 奨学金（月額）

- ・ 8万円

奨学金等の支給基準・支給方法について

■ 支給基準・支給方法

1. 奨学金

- ・各学生の派遣または受入期間を31日ごとに区切り、奨学金の支給月数（回数）を決定
- ・算出した支給月数（回数）をプログラム開始日のある月からひと月ごとに割り当て、在籍確認後、奨学金を支給

2. 渡航支援金（協定派遣のみ）

- ・各プログラム、各派遣学生につき1回のみ
 - ※同一派遣学生を同一プログラムで複数回派遣する場合：
原則、初回のみ支給
 - 同一派遣学生を複数プログラムに派遣する場合：
プログラムごとに支給可だが、各渡航は日本出発である必要あり
- ・原則、渡航前に学校から派遣学生に支給
 - ※渡航前に支給できない場合：初回の奨学金支給時までには支給

事務手続きについてのお願い

■ 事務手続き（参考：2020年度事務手続きの手引き）

- ・（学校⇒機構）派遣または受入学生の登録申請、奨学金等の支給申請
- ・（学校⇔学生）派遣または受入学生の在籍確認および奨学金等の支給
- ・（学校⇒機構）派遣または受入学生の登録変更申請、奨学金の追給又は返納手続き
- ・（学校⇒機構）プログラム実施内容の変更、辞退の手続き
- ・（学校⇒機構）中間報告の提出（5月および10月）
- ・（学校⇒機構）各種報告書の提出
- ・（学校⇒機構）受領書調査および残余金調査の提出
- ・（学校）派遣または受入学生の安全管理
- ・（学校）各種書類の保管（例：採択年度の翌年度から5年間）
- ・その他

■ 事務手続きについてのお願い

- ・ 各手続きの提出期日を守る

悪い例：登録申請の提出期日を過ぎて支援を受けられなくなった、
機構から何度も督促してやっと報告書を提出した、
派遣/受入学生に支給しなかった奨学金の返納を失念した、等

- ・ 奨学金等の支給を適正に実施する

悪い例：在籍確認を行わずに奨学金を支給した、
プログラム終了後に在籍確認を行った、
在籍確認は行ったが派遣/受入学生に奨学金を支給しなかった、
奨学金を複数回まとめて支給した、等

- ・ 変更事項を速やかに報告・手続きを行う

悪い例：プログラム計画書に記載のない国に機構の許可を得ず派遣した、
受入学生が2か月早く離日したが変更手続きを行わなかった、等

■ 2021年度事務手続きについてのお願い

- ・ 具体的な手続きや方法等は、「2021年度海外留学支援制度（協定派遣／協定受入）事務手続きの手引き」にて案内

※2021年2月中に公開予定

- ・ 「海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）管理システム」により行う

※システムの2021年度操作マニュアルは2021年2月中に公開予定

【事務手続きについて】

ご担当者の皆様には日頃から、海外留学支援制度の事務にご協力いただき有難うございます。今後も事務の適正な実施・管理について、ご理解・ご協力のほど何卒お願い申し上げます。

■ 2020年度実施プログラムの「奨学金等支給報告書」について

様式名	終了時期	提出時期
様式J	①2021年2月までに終了	実施終了後1か月以内
	②2021年3月に終了 又は 2021年4月以降に終了	2021年4月2日（金）
様式J-2 (2019採択)	①2021年2月までに終了	実施終了後1か月以内
	②2021年3月に終了	2021年4月2日（金）

海外留学支援制度（大学院学位取得型）について

■ 支援内容

1. 奨学金（月額）

- ・ 指定都市 148,000円
- ・ 甲地区 118,000円
- ・ 乙地区 104,000円
- ・ 丙地区 89,000円

機構が実施する
第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）、
第二種奨学金（海外）
との併給が可能です。

※第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）
について、奨学金貸与期間中に、特に優れた業績が
ある場合には、**奨学金の一部（全額あるいは半額）
の返還を免除**される可能性があります。

2. 授業料

- ・ 年度250万円を上限とする実費額

※ 4月から翌3月を基準とし、原則学年ごとに支給します

■ 支援期間

「修士」の学位取得コース：2年

「博士」の学位取得コース：原則3年

■ 選考方法

1. 第一次審査：書面審査
2. 第二次審査：面接審査

■ 主なスケジュール

募集概要公表 (JASSO Websiteに公開)		9月上旬
事前登録期間・ 応募書類提出期間		9月上旬～10月中旬
選考	第一次審査結果	1月上旬
	第二次審査(面接)	1月下旬～2月上旬
	第二次審査結果通知	3月上旬
支援開始		2021年4月から順次

応募にはオンラインシステムを利用するため、事前登録が必要になります。また、事前登録の締切日は、応募書類提出の締切日よりも早くなります。

なお、上記は例年通りのスケジュールの場合であり、今後、変更となる可能性もあります。

■ これまでの応募・採用状況

(単位：人)

	自然科学分野		人文・社会科学分野		合計	
	応募者	採用者	応募者	採用者	応募者	採用者
平成27年度	47	24	169	52	216	76
平成28年度	70	29	184	99	254	128
平成29年度	88	22	246	78	334	100
平成30年度	91	25	263	63	354	88
2019年度	60	21	184	74	244	95
2020年度	51	18	188	75	239	93

★ 海外留学支援制度 募集要項等については、以下のURLをご参照ください。

本資料の内容には、2021年2月現在、検討段階のものが含まれているため、今後、変更となる場合があります。2022年度（令和4年度）以降の応募に当たっては、必ず募集要項や各通知等をご確認いただきますようお願いいたします。

海外留学支援制度 **協定派遣**

ホーム＞留学生支援＞学校関係者の皆様＞海外留学に係る学校関係者の皆様＞海外留学支援制度（協定派遣）

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_a/short_term_h/index.html

海外留学支援制度 **大学院学位取得型（大学取りまとめ）**

ホーム＞留学生支援＞学校関係者の皆様＞海外留学に係る学校関係者の皆様＞海外留学支援制度（大学院学位取得型）＞大学取りまとめ応募用

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_a/long_term_h/index.html

外務省海外安全情報の「レベル2」について

海外安全ホームページで「レベル2」以上に該当する地域でないことを必ず確認してください。

レベル2：不要不急の渡航はやめてください

参考URL：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

⇒支給対象者の登録申請時に、レベル2以上の場合は、登録は認められません（承認しません）。

⇒期間変更、派遣先変更、取消しの適切な対応をお願いします。

⇒プログラム実施中（派遣中）も同様です。

(独)日本学生支援機構海外留学支援制度及びトビタテ！留学JAPAN日本代表プログラムの

奨学金支給の考え方

(出典:「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて」(平成29年3月31日 文部科学省高等教育局長通知))

渡航情報は、1つの国でも地域毎にレベルが異なる場合も多く、留学先(滞在先)の都市が含まれる地域の情報により判断をする。

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
内容	十分に注意してください。	不要不急の渡航は止めてください。	渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)
	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。
プログラム申請時点の渡航情報	○	×	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)
留学決定から渡航前までの渡航情報	○	△ 既に渡航が決定している者については、渡航時期の変更・延期、渡航先の変更を認めた上で奨学金支給。	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)
渡航中の渡航情報の変更	○	△ 安全が確保されている前提で、留学の継続を認めるが、滞在先では極力外出を避け、情報収集など安全確保には十分に注意する。安全確保が望めない場合は、当該地域から早急に退避を促した上で奨学金支給を判断。	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)

ご清聴ありがとうございました。